

第4回HPVワクチン副反応被害判定調査会議事要旨

医薬・生活衛生局

○議決日 平成28年12月16日

○参加調査員及び参考人

(調査員)

飯島 正文(座長)、水澤 英洋、三山 佐保子

(参考人)

朝比奈 昭彦、加島 陽二、佐伯 秀久、田中 淳司、玉井 和哉、當間 重人、
星 和彦、山口 齊昭、山田 和男

○議事

HPVワクチン副反応被害判定について

・審議事例数

47例

・審議結果

- (1) 因果関係の判定等について原則として全ての調査員及び参考人の意見が一致したもの。 **47例**
- (ア) 請求どおり支給決定することが適当である。 2例
- (イ) 請求期間・内容の一部について支給決定することが適当である。 9例
- (主な意見)
- ①一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当するかどうか判断できない、又は副反応とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。 (②と1例重複、③と1例重複) 9例
- ②機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。 1例 (①と1例重複)
- ③障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給とすることが適当である。 1例 (①と1例重複)
- (ウ) 不支給決定することが適当である。 36例
- (主な意見)

- ①疾病、障害又は死亡が医薬品の副反応により発現したと認められないため、不支給とすることが適当である。 3例
- ②判定不能のため、不支給とすることが適当である。 25例
- ③入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当するかどうか判断できないため、不支給とすることが適当である。 8例

(2) 調査員及び参考人の意見が一致しない等により審議結果を得ることができなかったもの。 0例

以上